

■貸借対照表

科 目	2024年度末	2025年度末
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	2,097,901	2,088,561
当 座 預 金	159	236
普 通 預 金	846,209	836,650
貯 蓄 預 金	927	808
通 知 預 金	140	140
納 税 準 備 預 金	1,559	2,008
定 期 預 金	1,248,905	1,248,717
定 期 積 金	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—
譲 渡 性 預 金	800	750
借 入 金	34,400	32,700
借 入 金	34,400	32,700
当 座 借 越	—	—
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 引 受 入 担 保 金	—	—
コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ ー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 り	—	—
外 国 他 店 借 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	4,496	6,662
未 決 済 替 借 用	25	31
未 払 費 用	1,449	3,212
給 付 補 填 備 金	—	—
未 払 法 人 税 等	722	1,224
前 受 収 益	67	83
払 戻 未 済 金	3	13
払 戻 未 済 持 分	1	1
先 物 取 引 受 入 証 拠 金	—	—
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	—	—
リ ー ス 債 務	—	—
資 産 除 去 債 務	49	50
そ の 他 の 負 債	2,177	2,045
代 理 業 務 勘 定	—	—
賞 与 引 当 金	547	556
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	3,280	2,794
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	130	118
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	45	27
債 務 保 証 損 失 引 当 金	0	0
損 害 補 償 損 失 引 当 金	—	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	39	22
負 債 の 部 合 計	2,141,641	2,132,193
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	9,003	8,990
普 通 出 資 金	9,003	8,990
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	94,919	98,274
利 益 準 備 金	9,098	9,098
そ の 他 利 益 剰 余 金	85,820	89,176
特 別 積 立 金	82,728	83,928
(特 別 積 立 金)	6,295	6,295
(金 利 変 動 準 備 積 立 金)	24,850	25,450
(機 械 化 積 立 金)	24,850	25,450
(配 当 準 備 積 立 金)	1,310	1,310
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	22,119	22,119
(そ の 他 の 積 立 金)	3,304	3,304
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,092	5,247
処 分 未 済 持 分	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
会 員 勘 定 合 計	103,922	107,265
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,445	△ 8,522
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 4,445	△ 8,522
純 資 産 の 部 合 計	99,477	98,742
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,241,118	2,230,936

■重要な会計方針および注記事項

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	3年～50年
その他	3年～20年
6. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。
8. 外貨建資産及び負債の換算基準
外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権（以下、「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権のことをいう。）については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記の引当てを行っております。
10. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
 - (1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理しております。
 - (2) 数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しております。
12. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金規程に基づき、役員が退任した場合の事業年度末要支給額に相当する額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
14. 債務保証損失引当金の計上基準
債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

15. ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金（固定金利選択型住宅ローン）とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。
16. 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。
役務収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
17. 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用並びにその他の資産に計上し、その他の資産については5年間で均等償却を行っております。
18. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額 14,103,357千円
有形固定資産の圧縮記帳額 421,858千円
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 137,584千円
20. 子会社の株式総額 120,000千円
21. 子会社に対する金銭債権総額 20,690千円
22. 子会社に対する金銭債務総額 446,087千円
23. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は3,663,676千円、危険債権額は4,404,562千円です。
なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
24. 三月以上延滞債権額
債権のうち、三月以上延滞債権額は585,283千円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
25. 貸出条件緩和債権額
債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
26. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は8,653,522千円です。
なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
27. 担保に供している資産
担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
預け金	32,725,540千円
担保資産に対応する債務	
別段預金	6,865千円
信用金	32,700,000千円

上記のほか、当座借越、為替決済の取引の担保として定期預け金95,579,700千円、収納代行の担保として1,000千円の定期預け金を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金120,332千円が含まれております。
28. 出資1口当たりの純資産額 10,983円33銭
29. 目的積立金
目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

30. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び系統金融機関預け金や有価証券運用による市場運用業務などの金融業務を行っております。資金調達は預金で行い、調達した資金は会員に対する融資資金とすることを基本に余剰資金を市場で運用する方針としております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、統合的リスク管理並びに資産及び負債の総合的管理（ALM）をしており、その一環として、デリバティブ取引を行う場合があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金及び系統金融機関預け金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環として行う金利スワップ取引等がありますが、当金庫では、これらを金融商品に関わる金利や価格の変動リスクに対するヘッジ手段として行う場合、ヘッジ会計を適用します。なお、ヘッジ会計の適用にあたっては、ヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び融資部により実施され、経営委員会や理事会において定期的に審議・報告が行われております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理に関する基本方針及び規程類において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営委員会が決定し、理事会が承認した統合的リスク管理に関する年度方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引を行う場合があります。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営委員会が策定し理事会が承認した方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、企画部資金運用課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報についてはリスク統括部リスク管理課により検証が行われ、検証結果は経営委員会及び理事会に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立したうえで、デリバティブ取引規則に基づき実施します。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「金利スワップ取引」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内に収まるよう管理しております。

当金庫のVaRは、「有価証券」については分散共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間240営業日）、その他については分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間250営業日）により算出しており、2026年3月31日現在の当金庫の市場リスク量（損失予想額の推計値）は、全体で20,756,722千円となります。なお、VaR計測にあたって使用する流動性預金の金利満期については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。

また、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。これらの状況については、定期的に経営委員会及び理事会に報告されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

31. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価の算定方法については、（注1）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	433,683,682	430,995,741	△ 2,687,940
(2) 有価証券			
その他有価証券（*1）	159,394,800	159,394,800	－
(3) 貸出金	1,567,162,489		
貸倒引当金（*2）	△ 35,091		
	1,567,127,397	1,554,918,042	△ 12,209,354
金融資産計	2,160,205,880	2,145,308,584	△ 14,897,295
(1) 預金積金	2,088,561,629	2,087,123,084	△ 1,438,545
(2) 借入金	32,700,000	32,700,000	－
金融負債計	2,121,261,629	2,119,823,084	△ 1,438,545
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

（*1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24～9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32～35に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

約定期間が短期間（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ取引）であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)	
区 分	貸借対照表計上額
子会社株式（※）	120,000
非上場株式（※）	12,776
労働金庫連合会出資金（※）	15,600,000
合 計	15,732,776

（※）市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	260,056,682	173,627,000	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	1,500,545	59,699,120	42,845,883	46,199,045
貸出金（※）	113,503,848	340,010,819	316,200,079	797,447,740
合 計	375,061,076	573,336,940	359,045,963	843,646,785

（※）貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおります。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（※）	1,499,169,199	576,882,815	12,509,615	—
借入金	32,700,000	—	—	—
合 計	1,531,869,199	576,882,815	12,509,615	—

（※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等、有価証券のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権でその他有価証券と同様の取扱いを行うものが含まれています（以下、35.まで同様）。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	137,638	90,717	46,921
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	19,885,253	17,359,527	2,525,725
	小 計	20,022,891	17,450,244	2,572,646
	合 計	159,394,800	171,231,287	△ 11,836,486
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	126,063,104	139,178,553	△ 13,115,448
	国 債	106,154,300	116,330,048	△ 10,175,748
	地方債	2,380,015	2,500,000	△ 119,985
	社 債	17,528,789	20,348,504	△ 2,819,715
	そ の 他	13,308,804	14,602,490	△ 1,293,685
	小 計	139,371,909	153,781,043	△ 14,409,133
	合 計	159,394,800	171,231,287	△ 11,836,486

33. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ございません。

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	—	—	—
債 券	4,130,500	—	1,243,226
国 債	3,772,590	—	1,102,113
地 方 債	—	—	—
社 債	357,910	—	141,113
そ の 他	3,963,675	1,436,287	—
合 計	8,094,175	1,436,287	1,243,226

35. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

36. 金銭の信託の保有目的別内訳

	貸借対照表計上額 (千円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (千円)
運用目的の金銭の信託	300,000	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受益者が合理的に算出した価格によっています。
3. 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託はありません。

37. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、230,101,365千円です。
このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は87,183,284千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半期毎に）予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち142,918,080千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金	43,938千円
退職給付引当金	782,337
固定資産減価償却額	279,789
有価証券評価損	715
賞与引当金	155,690
その他有価証券評価差額金	4,034,557
その他	392,675
繰延税金資産小計	5,689,704
評価性引当額	△ 191,436
繰延税金資産合計	5,498,267
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	720,341
その他	6,497
繰延税金負債合計	726,839
繰延税金資産の純額	4,771,428千円

以 上

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	26,943	33,218
資 金 運 用 収 益	23,169	27,635
貸 出 金 利 息	18,628	21,619
預 け 金 利 息	1,766	2,604
買 入 手 形 利 息	—	—
コ ー ル ロ ー ン 利 息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	2,339	2,836
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	434	575
役 務 取 引 等 収 益	2,366	2,986
受 入 為 替 手 数 料	273	297
その他の役務収益	2,093	2,688
そ の 他 業 務 収 益	1,368	1,137
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	78	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	1,289	1,137
そ の 他 経 常 収 益	38	1,459
貸倒引当金戻入益	1	0
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	—	1,436
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	15
そ の 他 の 経 常 収 益	37	6
経 常 費 用	23,655	27,913
資 金 調 達 費 用	1,198	3,403
預 金 利 息	1,198	3,400
給付補填備金繰入額	—	—
譲 渡 性 預 金 利 息	0	2
借 用 金 利 息	0	0
売 渡 手 形 利 息	—	—
コ ー ル マ ネ ー 利 息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	5,110	5,284
支 払 為 替 手 数 料	1,280	1,311
その他の役務費用	3,829	3,973
そ の 他 業 務 費 用	332	1,977
外 国 為 替 売 買 損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	—	1,243
国債等債券償還損	315	728
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	17	6
経 常 費	16,895	17,141
人 件 費	9,133	9,048
物 件 費	6,969	7,317
税	791	775
そ の 他 経 常 費 用	117	106
貸倒引当金繰入額	—	—
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	90	98
退 職 手 当 金	0	2
そ の 他 の 経 常 費 用	26	5
経 常 利 益	3,288	5,305
特 別 利 益	7	0
固 定 資 産 処 分 益	0	0
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	6	—
特 別 損 失	31	156
固 定 資 産 処 分 損	7	2
減 損 損 失	20	153
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	4	—
税 引 前 当 期 純 利 益	3,263	5,148
法人税、住民税及び事業税	802	1,339
法 人 税 等 調 整 額	52	63
法 人 税 等 合 計	855	1,402
当 期 純 利 益	2,408	3,746
繰越金（当期首残高）	683	1,501
当 期 末 処 分 剩 余 金	3,092	5,247

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 3,340千円
子会社との取引による費用総額 137,555千円

3. 出資1口当たりの当期純利益金額 416円51銭

4. 固定資産の重要な減損損失
当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失額（千円）
白 津 支 店	営 業 店	建 物 及 び 土 地 等	153,557
合 計			153,557

当金庫は、営業用不動産不動産については継続的に行っている管理会計上の収益把握単位である営業店を、所有不動産については各資産をグループの最小単位にしています。統括本部、県本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さない共用資産としております。

当事業年度に減損損失を認識した資産もしくは資産グループの中で、白津支店は営業活動から生じる損益が継続してマイナスであること等と認められたことから、当該資産もしくは資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るため減損損失を認識しました。

これにより、資産もしくは資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（153,557千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物116,533千円、土地34,985千円、土地建物以外の資産2,038千円であります。

なお、当資産もしくは資産グループの回収可能価額は正味売却価額であります。土地及び建物については不動産鑑定評価基準に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しています。重要性が乏しい資産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しています。

5. 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

以 上

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度 総会承認日2025年6月25日	2025年度 総会承認日2026年6月22日
当 期 末 処 分 剩 余 金	3,092	5,247
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	1,590	3,457
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	270	269
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	120	187
特 別 積 立 金	1,200	3,000
内金利変動準備積立金	600	1,500
内機械化積立金	600	1,500
繰越金（当期末残高）	1,501	1,790

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2026年5月18日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人（EY新日本有限責任監査法人）の監査を受け、2026年5月26日に監事の監査を受けております。

なお、貸借対照表、損益計算書は同年6月22日の総会に報告し、剰余金処分計算書は承認を受けております。

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月23日

九州労働金庫
理事長

青 柳 直

純資産の内訳

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
純 資 産	99,477	98,742
出 資 金	9,003	8,990
普 通 出 資 金	9,003	8,990
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	94,919	98,274
利 益 準 備 金	9,098	9,098
そ の 他 利 益 剰 余 金	85,820	89,176
特 別 積 立 金	82,728	83,928
(特 別 積 立 金)	(6,295)	(6,295)
(金利変動準備積立金)	(24,850)	(25,450)
(機 械 化 積 立 金)	(24,850)	(25,450)
(配 当 準 備 積 立 金)	(1,310)	(1,310)
(経営基盤強化積立金)	(22,119)	(22,119)
(そ の 他 の 積 立 金)	(3,304)	(3,304)
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,092	5,247
処 分 未 済 持 分	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
会 員 勘 定 合 計	103,922	107,265
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,445	△ 8,522
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 額	△ 4,445	△ 8,522

職員の状況

項 目	2024年度末	2025年度末
一 般 職 員	1,066人	1,063人
そ の 他 の 従 業 員	71人	71人
合 計	1,137人	1,134人
平 均 年 齢	43歳6月	43歳9月
平 均 勤 続 年 数	17年11月	18年0月
平 均 給 与 月 額	382千円	388千円

(注) 1. 職員および従業員には、常勤の職員等を記載し、臨時の職員および嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

出資配当等

(単位：千円、%)

科 目	2024年度 総会承認日 2025年6月25日	2025年度 総会承認日 2026年6月22日
出 資 配 当 (配 当 率)	270,098 (年3%の割合)	269,707 (年3%の割合)
利 用 配 当	120,406	187,298
配 当 負 担 率	12.62	8.70

(注) 配当負担率＝ $\frac{\text{出資配当}+\text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

報酬等に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事および監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

●報酬

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

●退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 支給基準……役員退職慰労金規程
- 支給額……役員退職慰労金規程
- 支給制限……役員退職慰労金規程
- 支給要件および辞退……役員退職慰労金規程
- 支払事務……役員退職慰労金事務処理要領

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支給総額
対 象 役 員 に 対 す る 報 酬 等	245

(注) 1. 対象役員に該当する理事は34名、監事は5名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「報酬」212百万円、「退職慰労金」32百万円となっております。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、令和7年度において対象職員等に該当する者はおりません。

以 上

大口出資会員

(単位：千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金総額 に対する割合
1	公益財団法人宮崎雲園事業団	200,000	2.22
2	一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会	153,207	1.70
3	一般社団法人鹿児島県労働者福祉協議会	151,260	1.68
4	日本製鉄八幡労働組合	143,109	1.59
5	自治労宮崎県本部	138,792	1.54
6	大分県労働者総合生活協同組合	123,100	1.36
7	佐賀市職員労働組合	119,847	1.33
8	旭化成労働組合	115,119	1.28
9	一般財団法人福岡県教職員互助会	110,000	1.22
10	全労済九州統括本部鹿児島推進本部	102,625	1.14

会員数内訳

(単位：会員、千円、%)

項 目	2024年度末			2025年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団 体 会 員	5,749	8,856,482	98.36	5,572	8,852,327	98.46
民 間 労 働 組 合	2,620	3,960,205	43.98	2,542	3,957,692	44.02
民間以外の労働組合及び公務員の団体	791	3,206,832	35.61	777	3,217,742	35.79
消費生活協同組合及び同連合会	82	700,985	7.78	83	701,135	7.79
そ の 他 の 団 体	2,256	988,460	10.97	2,170	975,758	10.85
個 人 会 員	8,526	146,790	1.63	7,275	137,912	1.53
合 計	14,275	9,003,272	100.00	12,847	8,990,239	100.00

◆主な経営指標

■主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	25,447	27,591	26,131	26,943	33,218
経 常 利 益	2,901	3,294	3,357	3,288	5,305
当 期 純 利 益	2,045	2,439	2,236	2,408	3,746
純 資 産 額	104,327	102,461	103,184	99,477	98,742
総 資 産 額	2,215,463	2,242,516	2,231,494	2,241,118	2,230,936
預 金 積 金 残 高	2,059,626	2,090,786	2,080,627	2,097,901	2,088,561
貸 出 金 残 高	1,543,358	1,538,995	1,538,997	1,536,778	1,567,162
有 価 証 券 残 高	193,725	151,910	147,098	164,964	159,527
出 資 総 額	9,028	9,010	9,006	9,003	8,990
出 資 総 口 数 (口)	9,028,509	9,010,893	9,006,689	9,003,272	8,990,239
出 資 に 対 す る 配 当 金	270	270	270	270	269
職 員 数 (人)	1,211	1,171	1,152	1,137	1,134
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	8.09	8.14	8.25	9.42	9.53

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充
実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。

■主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項 目	2024年度	2025年度
業 務 粗 利 益	20,262	21,093
業 務 粗 利 益 率	0.92	0.95
業 務 純 利 益	3,221	3,612
実 質 業 務 純 益	3,221	3,612
コ ア 業 務 純 益	3,458	5,583
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	3,424	5,534
資 金 運 用 収 入 支	21,970	24,232
役 務 取 引 等 収 支	△2,744	△2,298
そ の 他 業 務 収 支	1,036	△839
資 金 運 用 勘 定 平 均 残 高	2,194,314	2,203,606
資 金 運 用 収 益（受 取 利 息）	23,169	27,635
資 金 運 用 収 益 増 減（△） 額	745	4,466
資 金 運 用 利 回 り	1.05	1.25
資 金 調 達 勘 定 平 均 残 高	2,139,625	2,139,834
資 金 調 達 費 用（支 払 利 息）	1,198	3,403
資 金 調 達 費 用 増 減（△） 額	900	2,204
資 金 調 達 利 回 り	0.05	0.15
資 金 調 達 原 価 率	0.85	0.97
資 金 利 率	0.20	0.28
総 資 産 業 務 純 益 率	0.14	0.16
総 資 産 経 常 利 益 率	0.14	0.23
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.10	0.16
純 資 産 業 務 純 益 率	3.25	3.67
純 資 産 経 常 利 益 率	3.31	5.39
純 資 産 当 期 純 利 益 率	2.43	3.81

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

業務粗利益率＝（業務粗利益／資金運用勘定平均残高）×100

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（または取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益（投資信託解約損益を除く）」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率
総資産利益率
(又は総資産純益率)＝ $\frac{\text{利益（又は純益）}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$

純資産利益率
(又は純資産純益率)＝ $\frac{\text{利益（又は純益）}}{\text{純資産（外部流出額を除く）期末残高}} \times 100$

◆預金に関する指標

■預金科目別残高（期末残高）

(単位：百万円)

項 目	2024年度末				2025年度末			
	個人預金	法 人			個人預金	法 人		
		公 金 預 金	金融機関 預 金	その他 預 金		公 金 預 金	金融機関 預 金	その他 預 金
当 座 預 金	—	—	—	159	—	—	—	236
普 通 預 金	771,197	2,386	0	72,625	764,599	1,727	0	70,323
貯 蓄 預 金	927	—	—	—	808	—	—	—
通 知 預 金	—	—	—	140	—	—	—	140
別 段 預 金	0	125	11	1,423	0	118	9	1,880
納 税 準 備 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
定 期 預 金	1,121,835	13,882	12,453	100,734	1,123,244	14,686	14,044	96,742
定 期 積 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,893,960	16,394	12,464	175,081	1,888,652	16,531	14,053	169,323

■預金種類別内訳（平均残高）

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
流 動 性 預 金	861,517	862,049
定 期 性 預 金	1,240,700	1,242,889
譲 渡 性 預 金	1,066	770
そ の 他 の 預 金	—	—
合 計	2,103,284	2,105,709

■定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

(単位：百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	1,248,203	1,248,142
変 動 金 利 定 期 預 金	702	575
そ の 他	—	—
合 計	1,248,905	1,248,717

■預金者別内訳（期末残高）

(単位：百万円、%)

項 目	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団 体 会 員	1,776,854	84.69	1,760,988	84.31
民 間 労 働 組 合	500,179	23.84	500,832	23.97
民間以外の労働組合及び公務員の団体	1,043,638	49.74	1,023,811	49.01
消費生活協同組合及び同連合会	12,160	0.57	12,285	0.58
そ の 他 の 団 体	220,875	10.52	224,060	10.72
(うち間接構成員)	(1,653,699)	(78.82)	(1,640,188)	(78.53)
上記団体に所属しない個人会員	4,541	0.21	4,458	0.21
国・地方公共団体及び非営利法人	44,803	2.13	44,870	2.14
一 般 員 外	271,701	12.95	278,243	13.32
合 計	2,097,901	100.00	2,088,561	100.00

(注) 1. 預金残高には譲渡性預金は含んでいません。

2. 当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けています。

■財形貯蓄残高（期末残高）

(単位：百万円、%)

項 目	2024年度末		2025年度末	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一 般 財 形	264,535	12.60	252,032	12.06
財 形 年 金	84,918	4.04	79,890	3.82
財 形 住 宅	12,352	0.58	10,974	0.52
合 計	361,807	17.24	342,897	16.41

(注) 預金に占める割合は、譲渡性預金を除く残高から算出したものです。

◆貸出金に関する指標

■貸出金科目別内訳（平均残高）

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
手 形 貸 付	5,836	8,699
証 書 貸 付	1,481,190	1,496,247
当 座 貸 越	45,698	44,084
割 引 手 形	—	—
合 計	1,532,726	1,549,031

■貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

(単位：百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
固 定 金 利 貸 出 金	110,759	113,168
変 動 金 利 貸 出 金	1,426,018	1,453,993
合 計	1,536,778	1,567,162

(注) 1. 手形貸付・当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

2. 固定金利選択型については、「変動金利貸出金」に含んでいます。

■貸出金担保種類別内訳（期末残高）

(単位：百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
当 金 庫 預 金 積 金	2,347	2,146
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	6,980	5,804
そ の 他	—	—
(小 計)	(9,328)	(7,951)
保 証	1,499,843	1,531,580
信 用	27,606	27,630
合 計	1,536,778	1,567,162

■債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）

(単位：百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	—	—
(小 計)	(—)	(—)
保 証	39	22
信 用	—	—
合 計	39	22

■預貸率

(単位：%)

項 目	2024年度	2025年度
期 末 値	73.22	75.00
期 中 平 均 値	72.87	73.56

■貸出金使途別内訳（期末残高）

(単位：百万円、%)

項 目		2024年度末		2025年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
賃 金 手 当 対 策 資 金		—	—	—	—
生 活 資 金		245,395	15.96	250,298	15.97
カ ー ド ロ ー ン		36,204	2.36	34,529	2.20
教 育 ロ ー ン		51,387	3.34	52,378	3.34
そ の 他		157,804	10.27	163,391	10.43
福 利 共 済 資 金	運 営 資 金	22,791	1.48	23,398	1.49
	設 備 資 金	5,948	0.38	5,020	0.32
生 協 資 金	運 営 資 金	30	0	30	0
	設 備 資 金	0	0	0	0
住 宅 資 金	一 般 住 宅 資 金	1,262,612	82.15	1,288,414	82.21
	住 宅 事 業 資 金	—	—	—	—
合 計		1,536,778	100.00	1,567,162	100.00

貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

(単位：百万円、%)

項 目		2024年度末		2025年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
民 間 労 働 組 合		511,061	33.25	519,303	33.13
民間以外の労働組合及び公務員の団体		225,374	14.66	223,151	14.23
消費生活協同組合及び同連合会		309,992	20.17	325,630	20.77
その他の団体		446,079	29.02	453,913	28.96
〈 間 接 構 成 員 〉		《1,491,801》	《97.07》	《1,521,640》	《97.09》
個 人 会 員		28	0.00	26	0.00
会 員 等 計		1,492,535	97.12	1,522,025	97.11
預 金 積 金 担 保 貸 出		225	0.01	220	0.01
そ の 他		44,017	2.86 (100.00)	44,916	2.86 (100.00)
業 種 別 内 訳	製 造 業	—	—	—	—
	農 業、林 業	—	—	—	—
	漁 業	—	—	—	—
	鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—
	建 設 業	—	—	—	—
	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	—	—	—	—
	情 報 通 信 業	—	—	—	—
	運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
	卸 売 業、小 売 業、宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
	金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
	医 療、福 祉	—	—	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
	国 ・ 地 方 公 共 団 体	27,604	(62.71)	27,611	(61.47)
個 人		15,953	(36.24)	16,825	(37.45)
そ の 他		458	(1.04)	478	(1.06)
会 員 外 計		44,242	2.87	45,137	2.88
合 計		1,536,778	100.00	1,567,162	100.00

常勤役職員一人当たり預金・貸出金残高（単位：百万円）

項 目	2024年度	2025年度
預 金 残 高	1,728	1,746
貸 出 金 残 高	1,259	1,284

(注) 1. 役職員数は期中平均人員を使用しています。
2. 残高は平均残高を使用しています。

1店舗当たり預金・貸出金残高（単位：百万円）

項 目	2024年度	2025年度
預 金 残 高	26,291	26,321
貸 出 金 残 高	19,159	19,362

(注) 1. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。
2. 残高は平均残高を使用しています。

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

項 目		合 計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	2024年度末	110,559	—	—	25,011	44,879	40,668
	2025年度末	106,154	—	—	39,524	29,654	36,974
地 方 債	2024年度末	2,420	—	349	1,366	704	—
	2025年度末	2,380	—	348	1,350	681	—
短 期 社 債	2024年度末	—	—	—	—	—	—
	2025年度末	—	—	—	—	—	—
社 債	2024年度末	15,489	—	—	593	6,152	8,743
	2025年度末	17,528	—	—	3,321	5,876	8,330
貸 付 信 託	2024年度末	—	—	—	—	—	—
	2025年度末	—	—	—	—	—	—
投 資 信 託	2024年度末	31,816	10,163	3,577	14,218	3,291	566
	2025年度末	27,879	9,012	1,152	14,908	1,911	893
株 式	2024年度末	271	271	—	—	—	—
	2025年度末	270	270	—	—	—	—
外 国 証 券	2024年度末	4,407	—	—	—	4,407	—
	2025年度末	5,314	—	—	593	4,720	—
そ の 他 の 証 券	2024年度末	—	—	—	—	—	—
	2025年度末	—	—	—	—	—	—
合 計	2024年度末	164,964	10,434	3,926	41,189	59,435	49,977
	2025年度末	159,527	9,282	1,500	59,699	42,845	46,199

■有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

項 目	2024年度		2025年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	104,294	64.38	119,043	66.72
地 方 債	2,509	1.54	2,509	1.40
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	16,015	9.88	19,687	11.03
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	35,346	21.81	32,216	18.05
株 式	215	0.13	223	0.12
外 国 証 券	3,615	2.23	4,728	2.65
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	161,997	100.00	178,408	100.00

(注) 社債には政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。

■有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形で預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどで活用して勤労者の借入ニーズに応えています。その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させています。

当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融商品会

計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、貸借対照表計上額は、あくまでも2026年3月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

該当がありません。

2. 満期保有目的の債券

該当がありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は市場価格のない株式等であるため、下記5.に記載しております。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	項 目	2024年度末			2025年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	138	90	47	137	90	46
	債 券	45,363	44,645	718	—	—	—
	国 債	45,363	44,645	718	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	14,753	13,206	1,546	19,885	17,359	2,525
	小 計	60,254	57,942	2,312	20,022	17,450	2,572
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	83,105	89,090	△5,984	126,063	139,178	△13,115
	国 債	65,195	69,214	△4,018	106,154	116,330	△10,175
	地 方 債	2,420	2,500	△79	2,380	2,500	△119
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	15,489	17,376	△1,887	17,528	20,348	△2,819
	そ の 他	21,471	23,966	△2,495	13,308	14,602	△1,293
	小 計	104,576	113,057	△8,480	139,371	153,781	△14,409
	合 計	164,831	170,999	△6,167	159,394	171,231	△11,836

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。

3. その他には、投資信託、外国証券が含まれます。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は、本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	120	120
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	12	12
合 計	132	132

■ 預証率

(単位：％)

項 目	2024年度	2025年度
期 末 値	7.86	7.63
期 中 平 均 値	7.70	8.47

■ 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭信託	—	—	300	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 「満期保有目的の金銭の信託」及び「その他の金銭の信託」はありません。

■ 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

① 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動等による損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用する場合があります。

② 「取り組みの状況」

具体的には、将来の金利変動リスク回避を目的とした金利スワップ取引を実施します。

なお、当金庫ではデリバティブ取引に対し、ヘッジ会計を適用します。

③ 「リスク管理体制」

当金庫では、「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取り扱い基準を定め、それらに基づいた運用を行い、運用状況については、理事会などに報告します。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

1. 金利関連取引

該当する取引の取り扱いはありません。

2. 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当する取引の取り扱いはありません。

用語の解説

◆ 「デリバティブ取引」とは

国内、国外の金融市場で取引される金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）を「デリバティブ」（金融派生商品）取引といいます。

◆ 「先物取引」「先渡取引」とは

ある商品（例えば国債、金利、指数）について、将来のある日（決済期日）に、現在約束した価格で、売買できる取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

◆ 「スワップ取引」とは

将来の特定期間にわたりあらかじめ決められた条件でキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨建て種類の異なる金利相当額を交換する金利スワップと、異なる通貨間の金利と元本を交換する通貨スワップがあります。

◆ 「オプション取引」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などを将来の決められた期日までにその時の市場価格に関係なくあらかじめ決められた特定の価格で買う権利、または売る権利を売買する取引をオプション取引といいます。

◆ 「クレジット・デリバティブ」とは

対象となる債券取引等の相手方の信用（倒産等による不履行＝デフォルト）リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償を受ける権利を売る「プロテクション売却」があります。

◆ 公共債窓口販売実績等

■ 公共債窓口販売実績

(単位：千円)

項 目	2024年度	2025年度
国 債	16,309,680	20,746,430
地 方 公 債	—	—

■ 投資信託窓口販売実績

(単位：千円)

項 目	2024年度	2025年度
投 資 信 託	7,612,037	7,478,558

(注) 1. 定時定額買付取引を含んでいます。
2. 販売実績は受渡金額を記載しています。

■ 内国為替取扱実績

(単位：件)

項 目	区 分	2024年度	2025年度
送 金 ・ 振 込	各地へ向けた分	653,848	682,984
	各地より受けた分	3,861,562	3,956,775
代 金 取 立	各地へ向けた分	58	41
	各地より受けた分	777	794
合 計	各地へ向けた分	653,906	683,025
	各地より受けた分	3,862,339	3,957,569

◆自己資本の充実の状況

■単体自己資本比率（国内基準）

(単位：%)

2024年度末	2025年度末
9.42	9.53

(注) 当金庫は、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」に基づき、自己資本比率を算定しています（以下、「自己資本比率告示」といいます。）。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

また、「労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号）」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っています（以下、「第3の柱告示」といいます。）。

用語の解説

◆「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

自己資本
比率

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額（注1）－コア資本に係る調整項目の額（注2））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）} + \left(\text{マーケット・リスク相当額の合計額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \right) \times 12.5 \text{（注4）}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフ・バランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

(注) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産の額並びにオフ・バランス取引並びに派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額に乘じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが20～75%、住宅ローン以外の個人向けローンが45～100%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」および「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

③オペレーショナル・リスク相当額の合計額の計算方法

標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

(注) 標準的計測手法……BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は9.53%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

1 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)		
項 目	2024 年度末	2025 年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	103,532	106,808
うち、出資金及び資本剰余金の額	9,003	8,990
うち、利益剰余金の額	94,919	98,274
うち、外部流出予定額 (△)	390	457
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	103,533	106,809
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	123	110
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	123	110
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	123	110
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	103,410	106,698
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,060,299	1,080,889
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	36,855	38,265
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,097,154	1,119,155
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.42	9.53

用語の解説

◆「コア資本」とは

バーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

◆「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められています。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等です。

◆「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

◆「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

◆「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されています。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他の資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

◆「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

◆「利益準備金」とは

労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

◆「特別積立金」とは

当金庫が自己資本の充実に回り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 金利変動準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- (3) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

◆「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆さまへ還元することが予定されるものを指しています。

◆「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

◆「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金等を引き当てています。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引き当てという制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

◆「コア資本に係る調整項目」とは

「コア資本に係る調整項目」とは、自己資本比率の算出において「コア資本」から控除される項目です。主な項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額等です。これらは損失吸収力が乏しいことや金融システム全体のリスクを高めるため資本から差し引くこととされています。

◆「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

◆「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

◆「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

◆「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

◆「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

◆「マーケット・リスク相当額の合計額」とは

マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」および「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

◆「勘定間の振替分」とは

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とバンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とバンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。

マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載していません。

◆「フロア調整額」とは

内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5%を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

◆「オペレーショナル・リスク相当額」とは

標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

(注) 標準的計測手法……BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

■自己資本調達手段の概要

2025年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：九州労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：8,990百万円

2 自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク・アセットの額および信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2024年度末		2025年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	1,060,299	42,411	1,080,889	43,235
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー (注3)	1,049,472	41,978	1,068,053	42,722
ソブリン向け (注4)	90	3	157	6
金融機関向け	94,350	3,774	87,271	3,490
法人等向け	6,057	242	6,721	268
中堅中小企業等向け及び個人向け	219,323	8,772	221,518	8,860
抵当権付住宅ローン	669,752	26,790	686,188	27,447
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞エクスポージャー (注5)	8,745	349	9,271	370
その他 (注6)	51,152	2,046	56,924	2,276
証券化エクスポージャー (注7)	—	—	—	—
(うち再証券化)	(—)	(—)	(—)	(—)
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注8)	10,826	433	12,836	513
ルック・スルー方式 (注9)	10,826	433	12,836	513
マンドート方式 (注10)	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%) (注11)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%) (注11)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%) (注12)	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法) (注13)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注14)	—	—	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注15) (B)	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注16) (C)	36,855	1,474	38,265	1,530
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) + (C)	1,097,154	43,886	1,119,155	44,766

(注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」および「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき各経過措置を適用しています。

また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞エクスポージャー」については「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値としています。
6. 「その他」は、出資取引等です。
7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取り扱いです。この場合は、以下の9.から12.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
9. 「リスク・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{リスク・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「マンドレート方式」は、リスク・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドレート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

11. 「蓋然性方式」は、「リスク・スルー方式」「マンドレート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「フォールバック方式」は「リスク・スルー方式」「マンドレート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1,250%をリスク・ウェイトとして用います。
13. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。（CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。）
14. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャー（担保など例外を除く）です。
15. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスクおよび信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。
16. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。
- 標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
- （注） 標準的計測手法……BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

（単位：百万円）

	2024年度末	2025年度末
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	36,855	38,265
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,474	1,530
BIの額	24,570	25,510
BICの額	2,948	3,061

■金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●現在の自己資本の充実状況について

当金庫の当期末（2025年度末）の自己資本比率は9.53%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価し

ています。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っています。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

3 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

地域別

(単位：百万円)

地域区分	エクスポージャー 区分	合 計											延滞 エクスポージャー (注3)		
				貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)			
		2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末		
国	内	2,269,836	2,270,933	1,590,390	1,624,142	133,736	139,178	—	—	—	—	545,709	507,611	8,367	8,932
国	外	4,373	4,984	—	—	4,329	4,935	—	—	—	—	43	49	—	—
合 計		2,274,209	2,275,918	1,590,390	1,624,142	138,065	144,114	—	—	—	—	545,753	507,661	8,367	8,932

業種別		(単位：百万円)													
業種区分	エクスポージャー 区分	合 計												延滞 エクスポージャー (注3)	
				貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)			
		2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末
製 造 業		4,806	6,311	—	—	4,800	6,300	—	—	—	—	6	11	—	—
農 業、林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		801	801	—	—	800	800	—	—	—	—	1	1	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		603	603	—	—	600	600	—	—	—	—	3	3	—	—
情 報 通 信 業		76	76	—	—	—	—	—	—	—	—	76	76	—	—
運 輸 業、郵 便 業		4,020	4,321	—	—	4,000	4,300	—	—	—	—	20	21	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業		1,503	1,504	—	—	1,500	1,500	—	—	—	—	3	4	—	—
金 融 業、保 険 業		486,186	454,295	—	—	900	2,200	—	—	—	—	485,286	452,095	—	—
不動産業、物品賃貸業		1,904	1,904	—	—	1,900	1,900	—	—	—	—	4	4	—	—
医 療、福 祉		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		120	421	—	—	—	300	—	—	—	—	120	121	—	—
国・地方公共団体		151,541	154,184	27,604	27,611	123,565	126,214	—	—	—	—	370	358	—	—
個 人		1,562,652	1,596,890	1,561,605	1,595,693	—	—	—	—	—	—	1,046	1,197	8,336	8,902
そ の 他 (注4)		59,991	54,603	1,179	837	—	—	—	—	—	—	58,811	53,766	31	30
合 計		2,274,209	2,275,918	1,590,390	1,624,142	138,065	144,114	—	—	—	—	545,753	507,661	8,367	8,932

残存期間別

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 期間区分	合 計												延滞 エクスポージャー (注3)	
			貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)			
	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末
期間の定めのないもの(注5)	227,766	218,673	129,054	129,433	—	—	—	—	—	—	98,711	89,240	8,367	8,932
1 年 以 下	260,885	248,001	8,806	12,708	350	350	—	—	—	—	251,728	234,942	—	—
1 年 超 3 年 以 下	128,453	135,525	21,785	21,434	700	16,585	—	—	—	—	105,967	97,505	—	—
3 年 超 5 年 以 下	152,118	153,792	43,929	46,292	26,048	28,899	—	—	—	—	82,141	78,600	—	—
5 年 超 7 年 以 下	86,136	77,499	54,298	53,821	31,010	22,816	—	—	—	—	827	861	—	—
7 年 超 10 年 以 下	122,230	118,626	95,789	97,650	25,294	19,777	—	—	—	—	1,146	1,198	—	—
10 年 超	1,296,618	1,323,799	1,236,725	1,262,802	54,662	55,685	—	—	—	—	5,230	5,311	—	—
合 計	2,274,209	2,275,918	1,590,390	1,624,142	138,065	144,114	—	—	—	—	545,753	507,661	8,367	8,932

(注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、株式および未収利息・仮払金等です。
3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別計です。
4. 業種区分の「その他」とは、会員団体融資および投資信託等有価証券で区分が困難なものです。
5. 期間区分の「期間の定めのないもの」には当座貸越を含んでいます。
6. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項 目		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	2	1	—	2	1
	2025年度	1	1	—	1	1
個別貸倒引当金	2024年度	159	158	0	159	158
	2025年度	158	156	1	157	156
合 計	2024年度	161	160	0	161	160
	2025年度	160	158	1	159	158

用語の解説

◆「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

◆「個別貸倒引当金」とは

債務者の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高			
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	目的使用		その他		2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	3	4	4	4	—	1	3	3	4	4	—	—
そ の 他	155	154	154	152	0	—	155	154	154	152	—	—
合 計	159	158	158	156	0	1	159	157	158	156	—	—

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

前期末（2024年度末）

（単位：百万円）

ポートフォリオの区分	CCF（注2）・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 （％）（注3）
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	信用リスク・アセット の額	
ソブリン向け（注4）	151,542	—	151,542	—	90	0.05
金融機関向け	471,740	—	471,740	—	94,350	20.00
法人等向け	15,360	107	15,360	44	6,057	39.31
中堅中小企業等向け及び個人向け	288,440	221,594	288,440	61,932	219,323	62.59
抵当権付住宅ローン	1,212,281	—	1,212,281	—	669,752	55.24
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー（注5）	8,332	—	8,332	—	8,745	104.95
その他（注6）	36,715	—	36,715	—	8,027	21.86
合計					1,006,347	

当期末（2025年度末）

（単位：百万円）

ポートフォリオの区分	CCF（注2）・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 （％）（注3）
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	信用リスク・アセット の額	
ソブリン向け（注4）	154,183	—	154,183	—	157	0.10
金融機関向け	436,344	—	436,344	—	87,271	20.00
法人等向け	18,443	92	18,443	29	6,721	36.38
中堅中小企業等向け及び個人向け	291,348	230,032	291,348	65,879	221,518	62.01
抵当権付住宅ローン	1,239,663	—	1,239,663	—	686,188	55.35
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー（注5）	8,898	—	8,898	—	9,271	104.19
その他（注6）	31,396	—	31,396	—	8,572	27.30
合計					1,019,701	

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しています。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等です。
6. 「その他」は、出資取引等です。
7. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後
および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェ
イト区分ごとの内訳

前期末（2024年度末）

(単位：百万円)

ポートフォリオの区分	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF（注1）・信用リスク削減効果適用後）								合計
	40%未満	40%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 250%未満	250%以上 400%未満	400%以上 1,250%未満	1,250% 以上	
ソブリン向け（注2）	151,542	—	—	—	—	—	—	—	151,542
金融機関向け	471,738	1	—	—	—	—	—	—	471,740
法人等向け	6,836	7,413	1,117	37	—	—	—	—	15,405
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,324	6,472	341,575	—	—	—	—	—	350,372
抵当権付住宅ローン	293,250	918,253	777	—	—	—	—	—	1,212,281
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー（注3）	1	—	—	7,502	828	—	—	—	8,332
その他（注4）	28,714	—	—	—	—	8,001	—	—	36,715
合計	954,408	932,141	343,470	7,539	828	8,001	—	—	2,246,390

当期末（2025年度末）

(単位：百万円)

ポートフォリオの区分	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF（注1）・信用リスク削減効果適用後）								合計
	40%未満	40%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 250%未満	250%以上 400%未満	400%以上 1,250%未満	1,250% 以上	
ソブリン向け（注2）	154,183	—	—	—	—	—	—	—	154,183
金融機関向け	436,343	1	—	—	—	—	—	—	436,344
法人等向け	9,335	8,318	796	22	—	—	—	—	18,472
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,127	6,441	348,660	—	—	—	—	—	357,228
抵当権付住宅ローン	295,973	942,945	743	—	—	—	—	—	1,239,663
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー（注3）	2	0	—	8,142	752	—	—	—	8,898
その他（注4）	24,822	—	—	—	—	6,574	—	—	31,396
合計	922,788	957,706	350,200	8,164	752	6,574	—	—	2,246,187

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等です。
4. 「その他」は、出資取引等です。
5. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額およびオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
6. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

前期末（2024年度末）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	CCF（注1）・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（％）（注2）	資産の額及び与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	954,408	—	—	954,408
40%～70%	925,668	64,729	10.00	932,141
75%	286,894	156,865	35.35	342,353
80%	—	—	—	—
85%	1,110	70	10.00	1,117
90%～100%	7,502	37	100.00	7,539
105%～130%	—	—	—	—
150%	828	—	—	828
250%	8,001	—	—	8,001
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,184,413	221,702	27.95	2,246,390

当期末（2025年度末）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	CCF（注1）・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（％）（注2）	資産の額及び与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	922,788	—	—	922,788
40%～70%	951,265	64,411	10.00	957,706
75%	289,965	165,621	35.88	349,404
80%	—	—	—	—
85%	789	70	10.00	796
90%～100%	8,142	22	100.00	8,164
105%～130%	—	—	—	—
150%	752	—	—	752
250%	6,574	—	—	6,574
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,180,279	230,124	28.64	2,246,187

（注）1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫の信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要は、「リスク管理の体制 各種リスクへの取り組み 1.信用リスク」（23頁）に示すとおりです。

なお、信用リスクの管理状況および今後の対応については、経営委員会で定期的に協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下に示すとおり計上しています。

- 正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- 破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- 破綻先債権および実質破綻先債権
償却する債権を除き、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下に示すとおりです。

なお、当金庫ではエクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス（MOODY'S）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- S&Pグローバル・レーティング（S&P）

4 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ			適格金融資産担保（注1）		保 証		クレジット・デリバティブ		
			2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			2,348	2,148	1,980	1,481	－	－	
ソ	ブ	リ	ン	向	け	－	－	－	－
金	融	機	関	向	け	－	－	－	－
法	人	等		向	け	23	18	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け			2,324	2,127	－	－	－	－	
抵当権付住宅ローン			－	－	－	－	－	－	
事業用不動産関連向け			－	－	－	－	－	－	
延滞エクスポージャー（注2）			1	2	－	－	－	－	

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、「自己資本比率算出規程」において信用リスク削減手法を適用することを定めており、告示で定められた条件を満たしているエクスポージャーに対して、「適格金融資産担保」および「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

「適格金融資産担保」については、告示で定められた条件を満たしている自金庫預金としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

「保証」については、告示で定められた条件を満たしている中央政府による保証としています。

クレジット・デリバティブの取り扱いはありません。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーは保有しておらず、オリジネーターの場合および投資家の場合のいずれにおいても取り扱いはありません。

7 CVAリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称および対象取引の概要

CVAとはCredit Valuation Adjustmentの略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額をいいます。

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことをいいます。

なお、当金庫ではデリバティブ取引に該当する取引はないことから、CVAリスクを考慮しておりません。

8 マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク②システムリスク③法務リスク④風評リスク⑤人的リスク⑥有形資産リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理については、「リスク管理方針」の中で上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署であるリスク統括部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的に経営委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」とし算定しております。

（注）標準的計測手法……BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

■BIの算出方法

BI（事業規模指標Business Indicator）は、ILDC（金利要素Interest, Leases and Dividend Component）、SC（役務要素Services Component）、FC（金融商品要素Financial Component）により算出しております。

ILDCは「資金運用収益－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい額」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の絶対値と「臨時収益－臨時費用」の絶対値の合計額になります。なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC（事業規模要素Business Indicator Component）は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

■ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数 Internal Loss Multiplier）はBIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮しておりません。

10 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	138	138	137	137
非 上 場 株 式 等	132	132	132	132
そ の 他	22,359	22,359	23,376	23,376
合 計	22,630	22,630	23,647	23,647

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

2. 「非上場株式等」には、子会社株式およびその他有価証券のうち非上場株式を計上しています。

3. 「その他」には、労働金庫連合会出資金、ETF、REITを計上しています。

■出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2024年度末	2025年度末
売 却 益	78	1,436
売 却 損	—	—
償 却	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2024年度末	2025年度末
評 価 損 益	1,230	1,474

■貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当がありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および非上場株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、期初に策定する「余裕資金運用方針」で運用対象の購入計画等を設定しており、この内容については、経営委員会で確認するとともに常務会および理事会への報告を行っています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、「決算経理規程」および企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に処理しています。

11 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2024年度末	2025年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	25,066	20,676
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

12 金利リスクに関する事項

■IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	0	107
2	下方パラレルシフト	10,222	14,075	2,237	93
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化	179	3,760		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	4,154	3,328		
7	最大値	10,222	14,075	2,237	107
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		106,698		103,410	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
 2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」を含めた「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しています。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの記号は告示の様式上に定められているものです。
 3. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです。経済的価値が減少する場合にプラスで表示します。
 4. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。金利収益が減少する場合にプラスで表示します。

■金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、会員および間接構成員向け貸出金、労働金庫連合会への預け金、国債・地方債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク・価格変動リスク・為替リスク）および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測等による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である Δ EVEおよび金利収益の変動額である Δ NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは Δ EVEおよび Δ NIIを月次ベースで計測しています。この計測結果は経営委員会で協議し、常務会および理事会に報告しております。

■金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- 「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。）ならびに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2026年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は3.2年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
 - 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提
コア預金内部モデルを用いて、2026年3月末の流動性預金のうち71.4%を市場金利に連動しない預金（コア預金）と判定し、0ヶ月から120ヶ月に計上しています。
 - 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - 複数通貨の集計方法およびその前提
保守的に通貨毎に算出した Δ EVEおよび Δ NIIが正となる通貨のみを対象としています。
 - スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
 - 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは10,222百万円（前期末比3,853百万円減）となりました。当期末の Δ NIIは2,237百万円（前期末比2,144百万円増）となりました。
 - 計測値の解釈や重要性に関する説明
 Δ EVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
- 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去一定期間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
 - 金利リスク計測の前提およびその意味
VaRは、有価証券については、「信頼区間99%」「観測期間240日」「保有期間20日」の条件で測定し、有価証券以外については、「信頼区間99%」「観測期間250日」「保有期間120日」の条件でVaRを測定しています。

◆開示債権等の状況

■労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2026年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,342	3,664
危険債権	4,341	4,405
要管理債権	681	585
三月以上延滞債権	681	585
貸出条件緩和債権	—	—
小計 (A)	8,364	8,654
保全額 (B)	8,362	8,654
担保・保証等による回収見込み額	8,327	8,620
貸倒引当金	36	34
保全率 (B) / (A)	99.98%	100.00%
正常債権 (C)	1,529,517	1,559,752
総与信残高 (D) = (A) + (C)	1,537,881	1,568,406
総与信残高に占める割合 (A) / (D)	0.54%	0.55%

(注) 1. 保全率は100%を上限として記載しています。

2. 金額は決算後（償却後）の計数です。

3. 金額は単位未満を四捨五入しています。比率は千円単位で算出のうえ小数点第3位以下を四捨五入しています。

用語の解説

◆「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

◆「危険債権」とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。

◆「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

◆「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。

◆「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

◆「正常債権」とは

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。

◆「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」の対象となる債権とは

貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または貸貸借契約によるものに限る。）です。

◆「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

◆「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

■資産査定の債務者区分

区 分 単 位	債務者単位
対 象 債 権	債権
定 義	労働金庫の資産査定規程
債務者区分	
破 綻 先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、再生手続、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者
実 質 破 綻 先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破 綻 懸 念 先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大いいと認められる債務者
要 注 意 先	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
正 常 先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
そ の 他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権

■償却・引当基準

区 分 単 位			債務者単位	
対 象 債 権			債権	
定 義 債務者区分			処理基準	労働金庫の資産査定規程
			分類	
破 綻 先			Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
			非・Ⅱ分類	
実 質 破 綻 先			Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
			非・Ⅱ分類	
破 綻 懸 念 先			Ⅲ分類	必要額（合理的に見積もられたキャッシュフローにより回収可能な部分を除いた残額）を個別貸倒引当金に繰り入れる。
			非・Ⅱ分類	
要 注 意 先	要管理先	要 管 理 債 権	Ⅱ分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 （注1）
		要管理債権以外（注4）	非分類	
	要管理先以外の 要 注 意 先		Ⅱ分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 （注1）
			非分類	
正 常 先			非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 （注1）
そ の 他			－	引当は行わない。

■債権の区分 (金融再生法に基づく報告・公表)

区 分 単 位	債務者単位
対 象 債 権	総与信
債権区分	定 義 労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権
要管理債権 (債権単位)	三月以上延滞債権 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金
正 常 債 権 (注3)	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

■債権の区分 (労金法に基づく開示)

区 分 単 位	債務者単位
対 象 債 権	総与信
債権区分	定 義 労働金庫法施行規則第114条
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権
要管理債権 (債権単位)	三月以上延滞債権 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金
正 常 債 権 (注3)	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

(注) 1. 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。
 2. 償却・引当基準と金融再生法および労金法に基づく開示債権の差（網かけ部分）は、直接償却額分です。
 3. 総与信のうち要管理債権にかかる貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。
 4. 要管理債権を有する債務者の、三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。